

答申第 631 号

平成 29 年 3 月 8 日

神奈川県公安委員会
委員長 羽田 慎司 殿

神奈川県情報公開審査会
会長職務代理者 交告 尚史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 28 年 6 月 30 日付けで諮問された 110 番事案措置票一部非公開の件（諮問第 707 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定日時に特定警察署が作成した 110 番事案措置票を一部非公開としたことは、妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成28年4月4日付けで、神奈川県警察本部長に対して、特定日時に特定警察署が作成した110番事案措置票(以下「本件行政文書」という。)について、行政文書の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

(2) 本件請求に対し、神奈川県警察本部長は、平成28年4月18日付けで本件行政文書に記載された次に掲げる情報(以下「本件非公開情報」という。)について、条例第5条第1号、第4号及び第6号に該当するとして、本件行政文書の一部を非公開とする一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

ア 決裁欄、指令室欄、警察署等欄及び通報内容欄下段右側の警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影(以下「警部補以下の氏名」という。)

イ 発生場所欄の発生場所

ウ 通報者欄の氏名、住所及び電話番号(以下「通報者の情報」という。)

エ 措置状況欄の当事者の項目に記載された情報(以下「当事者の情報」という。)及び立会人の項目に記載された情報(以下「立会人の情報」という。)

オ 通報内容欄の上段及び下段左側の通報内容(以下「通報内容」という。)

カ 措置状況欄の措置状況の内容(以下「措置状況」という。)

(3) これに対し、審査請求人は、行政不服審査法第2条の規定に基づき、平成28年5月17日付けで、本件処分の取消しを求める、という趣旨の審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び弁明書に対する反論書における主張を総合すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件非公開情報のうち、通報内容及び措置状況は、個人情報ではないため、公開を求める。
- (2) 本件非公開情報のうち、通報内容及び措置状況は、本件行政文書に記録された110番通報（以下「本件110番通報」という。）を行った通報者（以下「本件通報者」という。）及び本件110番通報に係る対象事案（以下「本件通報事案」という。）の関係者には該当しない。（審査請求人の反論書の表記による。）

4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由は、弁明書に基づき整理すると、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 通報内容について

通報内容には、本件通報事案の発生場所、本件通報者の通報理由等が記載されているとともに、本件通報事案に係る通報対象となった当事者（以下「本件当事者」という。）の住所、氏名、行為の内容等が記載されているため、公開することにより、本件通報者及び本件当事者が識別され、又は識別され得るとともに、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第5条第1号本文に該当する。

(イ) 措置状況について

措置状況には、本件当事者の氏名及び年齢並びに警察官が本件当事者及び本件通報事案に係る関係者（以下「本件関係者」という。）から聴取した内容が記載されているため、公開することにより、本件当事者及び本件関係者が識別され、又は識別され得るとともに、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定しているが、通報内容及び措置状況は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報」、又は「人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないため、ただし書の情報には該当しない。

(2) 条例第5条第4号該当性について

警察が事件等を迅速かつ的確に措置するためには、通報者が事件等の発生に際し、ためらいなく110番通報が行われる必要がある。通報者及び通報の内容が第三者に明らかになる可能性があるならば、警察の110番通報に対する信頼が失われ、通報者が警察に対する通報を行うことをためらうようになるなど、事件等の発生を速やかに認知し、処理するという110番通報を受理する事務の遂行に重大な支障をきたすおそれがあることから、通報内容は、条例第5条第4号に該当する。

(3) 条例第5条第6号該当性について

措置状況には、警察官が本件当事者及び本件関係者から聴取した内容並びに本件当事者に対して行った捜査及びその結果が記載されているため、公開することにより、警察官の現場における着眼点、捜査内容、事件判断の基準等が明らかになり、これを知り得た者が検挙に至らない程度と同種事案を敢行し、あるいは逃走、証拠隠滅を図る等の対抗措置を採る蓋然性があり、今後の犯罪の捜査及び予防に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第6号に該当する。

5 審査会の判断理由

(1) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開する

ことにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとし、同号アからオまでにおいて典型を例示している。

イ 同号アからオまでに掲げられている情報は本号柱書きに該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 110 番通報は、事件・事故が発生した場合等、警察官の出動を必要と認めた場合に、誰もがためらうことなく通報することができ、これを受理した警察が通報に係る事件等を迅速かつ的確に措置することができる仕組みである必要があると認められる。

通報者及び通報の内容が外部に明らかになるとすると、信頼関係に基づき成立している 110 番通報に対する信頼が失われ、事件等の発生に際して県民が警察への通報をためらうようになるなど、警察による事件の認知及び事案処理等に重大な支障をきたすおそれがあると認められる。

したがって、通報者の情報及び通報内容は、条例第 5 条第 4 号に該当すると判断する。

(2) 条例第 5 条第 6 号該当性について

ア 条例第 5 条第 6 号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は、非公開とすることができるとしている。

イ 同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。そこで、本件非公開情報の同号該当性について、実施機関の判断に相当な理由があるかどうか検討する。

ウ 発生場所欄の発生場所には、本件通報事案が発生した場所の詳細が記載されており、これは警察官が捜査を行った現場であると認められる。

また、措置状況には、警察官が本件当事者に対して行った事情聴取に対し、本件当事者が供述した内容及び具体的な捜査内容とその捜査結果に係る情報が記載されているとともに、警察官が本件関係者から、本件通報事案の措置に係る本件当事者の言動について聴取した内容が記載されている。

これらを公開することにより、本件通報事案に係る捜査の実施場所、警察官の現場における着眼点、捜査内容、事件の判断基準等が明らかになり、同種事案において、警察が行う捜査活動への対抗措置や検挙されない範囲の違法行為を容易に敢行させるおそれがあること等が予想される。

エ したがって、発生場所欄の発生場所及び措置状況は、公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第5条第6号に該当すると判断する。

(3) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができるとしている。

(ア) 警部補以下の氏名について

警部補以下の氏名は、個人が識別される情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(イ) 当事者の情報及び立会人の情報について

当事者の情報には、本件当事者の氏名、住所、勤務先等が記載され、立会人の情報には、本件通報事案に係る立会人の氏名、勤務先等が記載されており、個人が識別され、若しくは識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

条例第5条第1号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても、

同号ただし書ア、イ、ウ又はエに該当するものは公開するとされている。

(ア) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

- a 条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。
- b 前記アにおいて同号本文に該当するとした情報のうち警部補以下の氏名は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、条例第5条第1号ただし書イには該当しないと判断する。また、当事者の情報及び立会人の情報は、その情報の性質にかんがみると、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報でないことは明らかであるから、同号ただし書イに該当しない。

(イ) 条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエ該当性について

前記アにおいて同号本文に該当するとした情報は、その情報の性質にかんがみると、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報」、又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないため、条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないものと判断する。

ウ なお、通報者の情報及び通報内容は、前記(1)ウのとおり、同条第4号に該当し、また、措置内容は、前記(2)ウ及びエのとおり、同条第6号に該当するため、同条第1号該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年6月30日	○ 諮問受理
12月22日 (第159回部会)	○ 審議
平成29年1月26日 (第160回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横 浜 国 立 大 学 准 教 授	
市 川 統 子	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者 (部 会 長 を 兼 ね る)
遠 矢 登	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	部 会 員
西 谷 剛	元 國 學 院 大 學 法 科 大 学 院 教 授	会 長

(平成 29 年 3 月 8 日現在) (五十音順)